

青森県報

第九百六十三号

令和七年
九月八日
(月曜日)

告 示

○ 右 同 (上北県土整備事務所) : 三
○ 右 同 (同) : 三
○ 右 同 (下北県土整備事務所) : 三

青森県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年十月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

目 次

告 示

公 告

○道路の区域の変更.....(道路課) : 一
○建設業者の許可の取消し.....(東青県土整備事務所) : 一
○ 右 同 (三八県土整備事務所) : 二
○ 右 同 (同) : 二
○ 右 同 (同) : 二

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字野牛字金ノ平九九の一から 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	下北郡東通村大字野牛字金ノ平九九の一から 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	前	一五・八〇メートルから 一五・〇〇メートルまで	一八一・二二メートル	
			下北郡東通村大字野牛字金ノ平九九の一から 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の六まで	後	八・二〇メートルから 一四・八四メートルまで	一八一・二二メートル	
						八・二二メートルから 三二・三〇メートルまで	一八五・二六メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 青凌プラント工業株式会社
- 二 代表者の氏名 田沢亮
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大矢沢字里見八八の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一〇〇五五五号
- 五 取消年月日 令和七年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社三秀建設
- 二 代表者の氏名 池田功
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字五反田一六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五六八〇号
- 五 取消年月日 令和七年五月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社高橋工務店
- 二 代表者の氏名 高橋勢治
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目三の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第一二五九号
- 五 取消年月日 令和七年五月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年五月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社日沢建設
- 二 代表者の氏名 日沢勇

- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字山口字山口一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一三七一八号
- 五 取消年月日 令和七年五月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和七年四月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 原燃エンジニアリング株式会社

- 二 代表者の氏名 高田とめ

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の四四

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一七二四二号

- 五 取消年月日 令和七年六月十七日

- 六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和六年九月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社諏訪内建築

- 二 代表者の氏名 諏訪内俊一

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一四五一六号

- 五 取消年月日 令和七年七月一日

- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和七年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年九月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社家守

- 二 代表者の氏名 川口清太

- 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町一丁目一九の一〇

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第六〇〇二四五号

- 五 取消年月日 令和七年六月二十日

- 六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となった事実

令和七年四月三十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭